

新千歳空港国際化推進協議会
新千歳～大連線団体旅行促進助成制度 助成金交付要領

新千歳空港国際化推進協議会

(趣 旨)

第1条 新千歳空港国際化推進協議会（以下「協議会」という）は、新千歳～大連線（直行便）の利用促進を図るため、新千歳～大連線の航空便を利用する団体旅行を取扱った旅行会社に対して、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(交付対象)

第2条 助成対象となる団体旅行は、新千歳～大連線（直行便）を利用した募集型企画旅行、受注型企画旅行または手配旅行とし、次のいずれの条件も満たすものとする。

- 2 10名以上による団体利用とする（片道、又は往復利用）。
- 3 対象となる航空便は、平成23年10月29日以降、平成24年3月31日運航の新千歳～大連線発着便とする。
- 3 助成金の申請・交付対象者は、旅行業法に基づき旅行業登録を受けた旅行会社の道内事業所に限る。
- 4 他社の旅行商品の受託販売を行った場合についても、助成の対象とする。ただし、その際、当該旅行商品を委託販売した旅行会社については、助成の対象外とする。

(助成金額)

第3条 助成金の交付金額は、片道利用につき1人当たり2,500円（往復利用の場合は1人当たり5,000円）とし、限度額は1団体に付き150,000円とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付申請書は、別紙の様式第1号のとおりとする。

- 2 申請については、当該旅行会社が、旅行終了日の翌日から起算して14日以内に協議会事務局まで申請を行うものとする（郵送での申請の場合は、消印有効）。それを過ぎた申請に対しては、助成の対象外とする。
- 3 提出書類については、前項の申請書及び別紙の様式第3号により、新千歳～大連線を運航する中国南方航空の発行する団体搭乗証明書を併せて添付しなければならない。

(助成金の交付決定、及び支払い期限)

第5条 協議会は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、助成金の交付可否を決定する。その際、必要に応じて航空会社への当該申請の内容確認も行う。助成金の交付確定後は、その旨を別紙の様式第2号により、すみやかに申請者（旅行会社）に通知するものとする。

- 2 協議会は、助成金の交付申請に係る事項に相違があった場合は、修正を加えて助成金額の確定を行うことができる。
- 3 事務局は、助成金の支払いについては交付決定後すみやかに当該旅行会社へ行うものとする。

(状況報告及び調査)

第6条 協議会は、必要に応じ、助成金受領者（旅行会社）から助成対象となった事業についての状況報告を求め、または調査を行うことができるものとする。

(助成金の交付決定の取り消し)

第7条 協議会は、助成金受領者（旅行会社）がこの要領の規定に違反した場合及び不正を行った場合は、助成金の一部及びすべてを取り消すことができ、当該取り消しに係る部分に関し、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定は、助成金を交付した後についても適用する。

3 返還の命令を受けた交付金受領者（旅行会社）は、協議会が指定する期日までに遅滞なく助成金を返還しなければならない。

(助成金交付の打ち切りについて)

第9条 助成金は、協議会会員の負担金より拠出を行うものであり、あらかじめ上限が設定されている。そのため、助成金の支払いがその上限に達し次第、交付対象の期間内であっても交付を打ち切るものとする。

(要領の見直し)

第10条 協議会は、当該要領について適宜見直しを行い、要領の改訂がある場合、協議会の幹事会の承認を得て改訂するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要事項については別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成23年10月28日より適用する。

平成 年 月 日

新千歳空港国際化推進協議会 様

申請者 住所

代表者氏名

印

新千歳空港国際化推進協議会
新千歳～大連線団体旅行促進助成制度 助成金交付申請について

新千歳空港国際化推進協議会 新千歳～大連線団体旅行促進助成制度の助成金の交付につきまして、助成金交付要領の規定により、関係書類を添付して申請いたします。

1. 利用年月日 : (往路) 平成 年 月 日 CZ 便
(復路) 平成 年 月 日 CZ 便
2. 利用人員 : (往路) 名 (復路) 名
3. 団体名 :
4. 団体搭乗証明書 : 添付書類参照
5. 当該団体取扱支店・営業所名 :
6. 助成金交付申請金額 : (往路) @ 2, 500円× 名 = 円
(復路) @ 2, 500円× 名 = 円
合計 円
7. 承認通知先・問合先等・振込口座等
(部署名)
(担当者名)
(住所)
(連絡先) TEL FAX
e-mail :
(振込先口座)
・銀行名 : _____
・口座番号 : (普 ・ 当) _____

平成 年 月 日

様

新千歳空港国際化推進協議会
会長 高橋 はるみ 印新千歳空港国際化推進協議会
新千歳～大連線団体旅行促進助成制度 助成金交付の決定について平成 年 月 日付で申請のあった新千歳空港国際化推進協議会 新千歳～大連線
団体旅行促進助成制度の助成金交付について、下記金額の交付を決定いたします。

記

1. 確定助成金額 円
2. 当該団体について
- ①利用年月日 : (往路) 平成 年 月 日 CZ 便
(復路) 平成 年 月 日 CZ 便
- ②利用人員 : (往路) 名 (復路) 名
- ③団体名 :
- ⑤助成金交付申請金額 : (往路) @ 2, 500円× 名 = 円
(復路) @ 2, 500円× 名 = 円
- 合計 円
- ⑥当該団体取扱支店・営業所名 :

<問合先> 「新千歳空港国際化推進協議会」事務局まで
〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3札幌MNビル8階
(北海道経済連合会内) 担当 平沢
TEL011-221-6166 FAX011-221-3608 e-mail:hirasawa@dokeiren.gr.jp

平成 年 月 日

新千歳空港国際化推進協議会
会長 高橋 はるみ 様

中国南方航空 札幌支店
統括 田 永利 印

新千歳空港国際化推進協議会
新千歳～大連線団体旅行促進助成制度 助成金交付申請に係る
団体搭乗証明書

下記の内容につきまして、当社が運航しております新千歳～大連線の航空便の利用があったことを証明いたします。

記

1. 取扱旅行会社 : (旅行会社名) _____

(支店名・営業所名) _____

2. 当該団体について

①利用年月日 : (往路) 平成 年 月 日 CZ 便

(復路) 平成 年 月 日 CZ 便

②利用人員 : (往路) 名 (復路) 名

③団体名 : _____

3. その他 : 航空会社担当者・問合先等

(部署名)

(担当者名)

(連絡先) TEL

FAX

e-mail :